

日医発第 451 号(情シ)

令和 7 年 6 月 1 7 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

毎月勤労統計調査（第二種事業所）への調査協力依頼について

日頃より、大変お世話になっております。

厚生労働省では労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施しております。

この度、令和 8 年 1 月分から調査対象となる第二種事業所を選定するための事前調査を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 調査票（第二種事業所用）
3. パンフレット
4. 市区町村名一覧（第 3 組）

政統発0603第3号
令和7年6月3日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



毎月勤労統計調査（第二種事業所）への調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃より調査へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて、民営のみならず官公営の事業所も対象として実施しています。対象事業所は、事業所の規模に応じ、常用労働者を5～29人雇用する事業所は「第二種事業所」として調査を実施しています。

今般、令和8年1月分から調査対象となる第二種事業所を選定するための事前調査を実施することになりました。事前調査は、指定調査区（別添「毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区市区町村名一覧」記載の一部地域）に所在するすべての事業所を統計調査員（以下「調査員」といいます。）が令和7年8月から9月にかけて訪問し※、事業所の名称、所在地、電話番号、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業内容などの事業所の現況及び属性を調査します。

貴会所管の事業所に対しても、指定調査区内に所在する場合には、事前調査を実施する予定でありますので、該当する所管の事業所への周知・協力を格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事前調査で明らかになった常用労働者を5～29人雇用する事業所の中から、令和8年1月分以降の本調査を実施する事業所を厚生労働省にて無作為に抽出し、調査対象事業所として指定します。

指定された事業所には、令和7年12月から令和8年1月頃、調査員の訪問または都道府県統計主管課からの郵送により指定書等を交付するとともに調査依頼を行い、令和8年1月分から令和9年6月分まで雇用、給与及び労働時間について調査しますので、指定となった場合には、改めて調査協力についても格別のご配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、第二種事業所調査票（ひな形。指定された場合には、別途調査対象事業所へ回答用調査票の交付があります。）及び毎月勤労統計調査に関する各種リーフレットを同封していますので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 対面による聞き取りが困難な場合は、電話による聞き取りや、配布する紙面への記入依頼等の方法に代えさせていただきます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 大瀧
TEL : 03-5253-1111 (内線 7607)
MAIL : maikin-chosa@mhlw.go.jp

様式第2号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

- (1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人

- (4) 30～99人
(5) 5～29人

月 日から 月 日まで



政府統計

令和 年 月 分

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査全国調査票

（第二種事業所用）

秘

厚生労働省

都道府県 番 号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企 業 規模番号
			大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

※印欄は記入しないでください。

事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の 性 別	5 常 用 労 働 者 数					6 出勤日数	7 実 労 働 時 間 数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現 金 給 与 額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による 増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人 でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人 でしたか。	(5) うち、 パートタイム 労働者は 何人 でしたか。	実際に出勤した 日の合計は延べ 何日でしたか。 (有給休暇は含 めないでください。 1時間でも 出勤した日は1 日に数えてくだ さい。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(1) きまって支 給する給与の総 額はいくらでし たか。(労働協 約、就業規則等 に支給条件、算 定方法等が定め られている給与 です。)	(2) うち、超過 労働給与の総額 はいくらでした か。(残業手当、 深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給 与の総額はいくらでし たか。(盆、暮等の賞与、 3か月を超える期間で算 定される給与ベースア ップの差額追給分及び支給 事由の発生が不確実な給 与です。)	(4) 左の特別に支払われ た給与の名称及び名称別 金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円			①賞与 百万 千円
女	2											②定昇・ベースアップ等 の追給()月分から ()月分 千円
計	3								百万 千円			③3か月を超える期間で 算定される通勤手当 千円
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。												
うち、 パート タイム 労働者	4											その他(名称別に金額を 記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況（調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 定昇を実施した。 | 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。 |
| 2 ベースアップを実施した。 | 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| 3 操業短縮、一時休業を実施した。 | 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。 |

10 備考（本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。）

事業所の
面接者氏名

※予備調査後に、本調査の対象となった場合の記入用紙の見本となります。
（現在時点においては、ご参考までのご提供となります。）
※調査票原紙については、3枚複写の記入用紙となっております。
（本紙はその1枚目になります。）

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

提出用

毎月勤労統計調査地方調査票

秘



政府統計

（第二種事業所用）

厚生労働省

令和 年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

- (1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人

- (4) 30～99人
(5) 5～29人

月 日から 月 日まで

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
			大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

※印欄は記入しないでください。

事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 （休憩時間は含めないでください。）		8 現金給与額（税込み額です。）			
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤等による減少は何 人でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でしたか。	(5) うち、 パートタイム労働者は何 人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。 （有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。）	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。（労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。）	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。（残業手当、深夜手当等です。）	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。（盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。）	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円			①賞与 百万 千円
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給（ ）月分 （ ）月分 千円
計	3								百万 千円			③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。												
うち、パートタイム労働者	4											その他（名称別に金額を記入してください。） ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況（調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 定昇を実施した。 | 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。 |
| 2 ベースアップを実施した。 | 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| 3 操業短縮、一時休業を実施した。 | 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。 |

10 備考（本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。）

事業所の 面接者氏名	
調査票 作成年月日	年 月 日
統計 調査員印	

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第4号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

- (1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人

- (4) 30～99人
(5) 5～29人

月 日から 月 日まで



政府統計

令和 年 月 分

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票

（第二種事業所用）

秘

厚生労働省

都道府県 番 号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企 業 規模番号
			大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

※印欄は記入しないでください。

事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

		5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額（税込み額です。）			
常用労働者 の性別		(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減少は何人 でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でしたか。	(5) うち、 パートタイム労働者は 何人でしたか。	実際に出勤した 日の合計は延べ 何日でしたか。 (有給休暇は含 めないでください。 1時間でも 出勤した日は1 日に数えてくだ さい。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(1) きまって支 給する給与の総 額はいくらでし たか。（労働協 約、就業規則等 に支給条件、算 定方法等が定め られている給与 です。）	(2) うち、超過 労働給与の総額 はいくらでした か。（残業手当、 深夜手当等です。）	(3) 特別に支払われた給 与の総額はいくらでした か。（盆、暮等の賞与、 3か月を超える期間で算 定される給与ベースア ップの差額追給分及び支給 事由の発生が不確実な給 与です。）	(4) 左の特別に支払われ た給与の名称及び名称別 金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円			①賞与 百万 千円
女	2												②定昇・ベースアップ等 の追給（ ）月分から （ ）月分 千円
計	3												③3か月を超える期間で 算定される通勤手当 千円
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。													
うち、 パート タイム 労働者	4												その他（名称別に金額を 記入してください。） ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況（調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 定昇を実施した。 | 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。 |
| 2 ベースアップを実施した。 | 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| 3 操業短縮、一時休業を実施した。 | 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。 |

10 備考（本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。）

事業所の 面接者氏名	
調査票 作成年月日	年 月 日
統計 調査員印	

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業所の皆さまへ

毎月勤労統計調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

この度、この地域が、毎月勤労統計調査の調査区に指定され、統計調査員が貴事業所にお伺いして、準備のための調査をさせていただくことになりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、統計調査員がお尋ねする内容にお答えくださいますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査とは？

我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするための調査です。

大正時代に端を発し、昭和22年に「統計法」が制定されると「指定統計調査」と、平成21年に改正統計法が施行されると「基幹統計調査」とされ現在にいたります。

※基幹統計調査は国の重要な統計を作成するための調査として、調査に回答しなければならない一方、秘密の保護について厳しく規定されています。

準備のための調査とは？

毎月勤労統計調査では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿作成のために、統計調査員が貴事業所にお伺いして、事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします。

この名簿は、調査の対象となる事業所を選び出すためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

※統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

裏面もお読み下さい。

〈名〉

調査対象の範囲は？

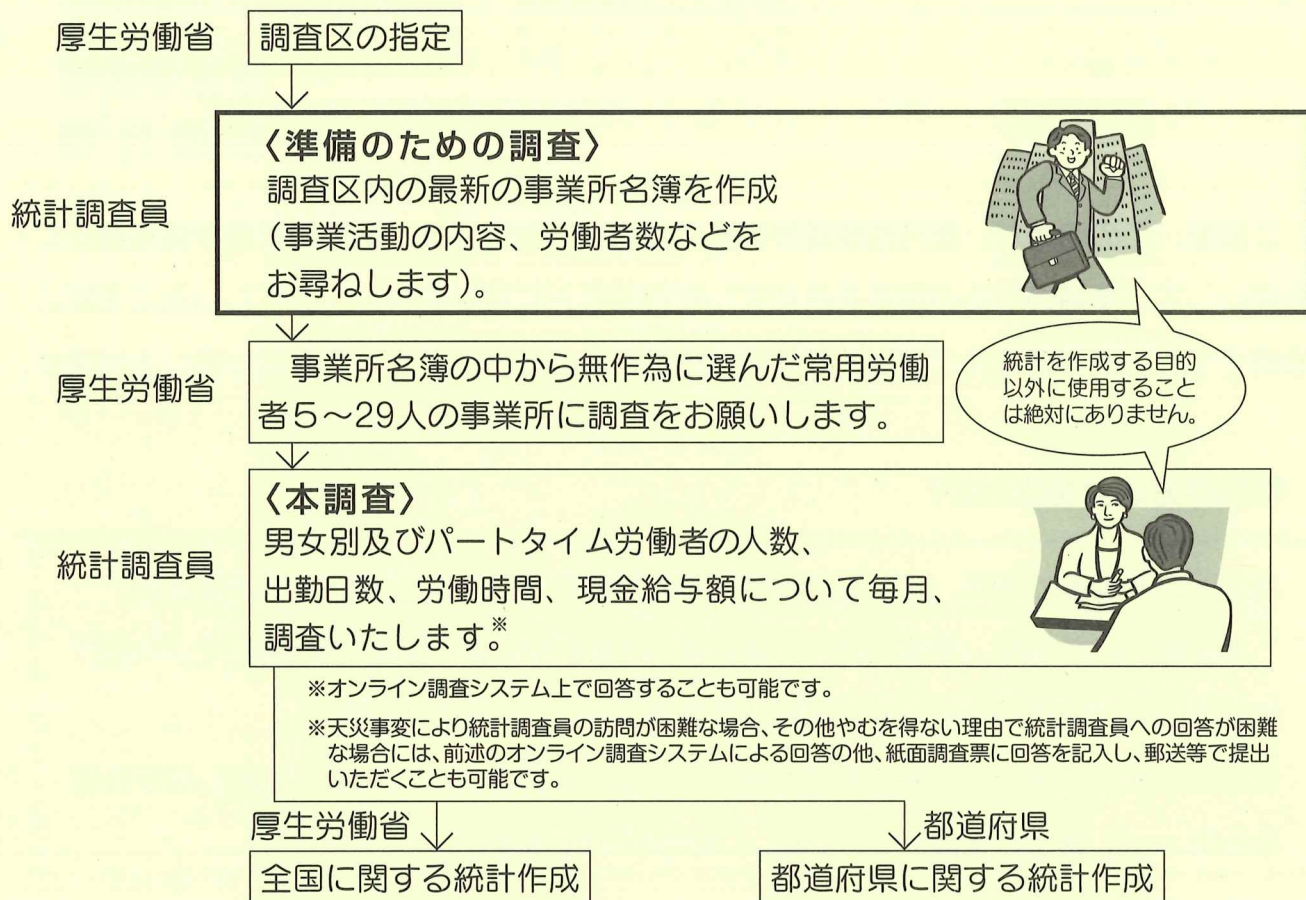
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス、外国公務及び一般公務を除く事業所です。常用労働者（パートを含む）を5人以上雇用されている事業所には毎月、1～4人を雇用されている事業所には年に1度調査にご回答いただいています。

調査結果はこんなことに利用されています

調査の結果は、インターネット、新聞等に取り上げられるだけでなく、労働経済の分析や国民所得を推計する資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働基準法に基づく休業補償額を改訂するための、法定資料としても使用されています。

さらに、IMF、ILO、OECDなど海外でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果を利用したものです。

調 査 の 流 れ



ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく次までご連絡ください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線 7605, 7606, 7607
(調査の企画に関すること) 内線 7609, 7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



事業所の皆さまへ

今を知り未来つくろう統計パワー

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

まいつききんろうとうけいちょうさ

厚生労働省が行っている**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを調べています。統計法に基づく「基幹統計調査」であり、調査結果は様々な政策判断の基礎資料となります。

どの事業所を調査するの？

常用労働者5人以上の全国の事業所から都道府県、産業、事業所規模別に無作為に選んだ事業所を対象に、毎月実施しています。

調査に答える義務はあるの？

この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられています。

さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

調査結果を紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

- 毎月勤労統計調査では、オンラインで調査票を回答できます。
是非ご利用ください。

〈オンラインでの回答や調査票の記入に関するコールセンター〉

フリーダイヤル **0120-956-360**

受付時間:午前9時～午後6時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

まいきんで分かったこと

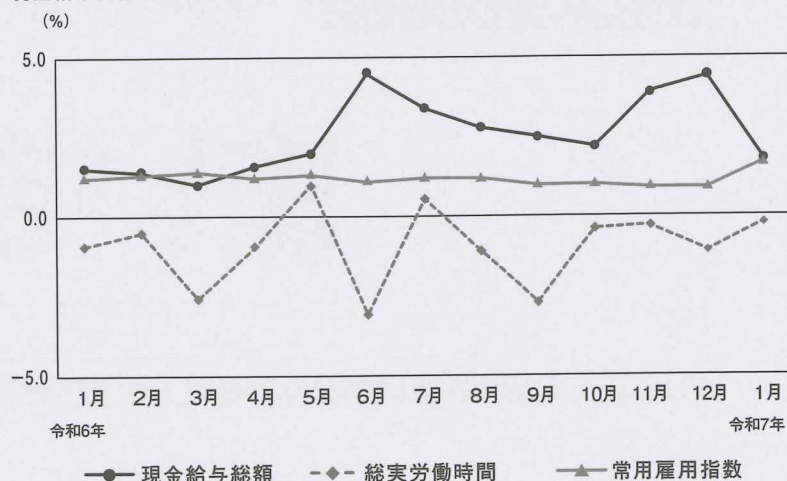
賃金、労働時間、雇用は
絶えず変化しているよ。

まいきんを見れば、
最新の情報が分かるんだ。



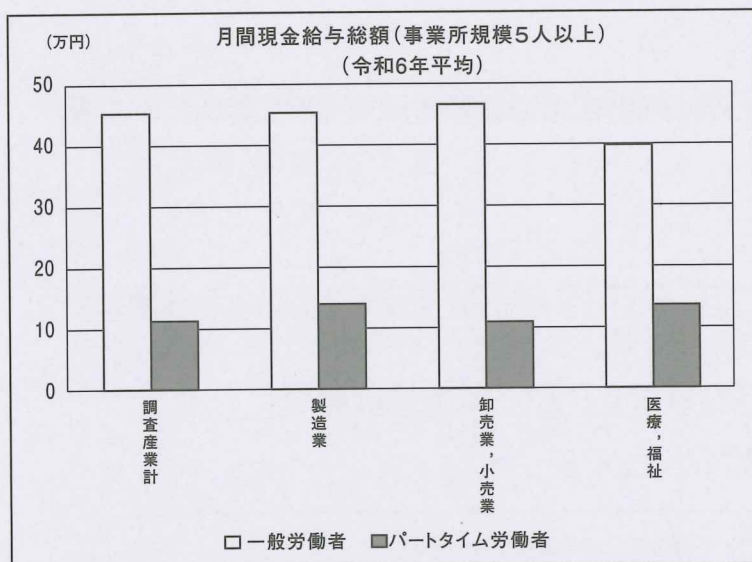
毎月勤労統計調査のキャラクター
「まいちゃん」

現金給与総額、総実労働時間及び雇用指数の前年同月比の推移（事業所規模5人以上）



いろいろな情報がわかります

まいきんは、産業別や一般労働者、
パートタイム労働者別など
いろいろな情報を公表しているよ。



毎月勤労統計調査のキャラクター
「きんちゃん」



まいきんの結果はいろいろと利用されています

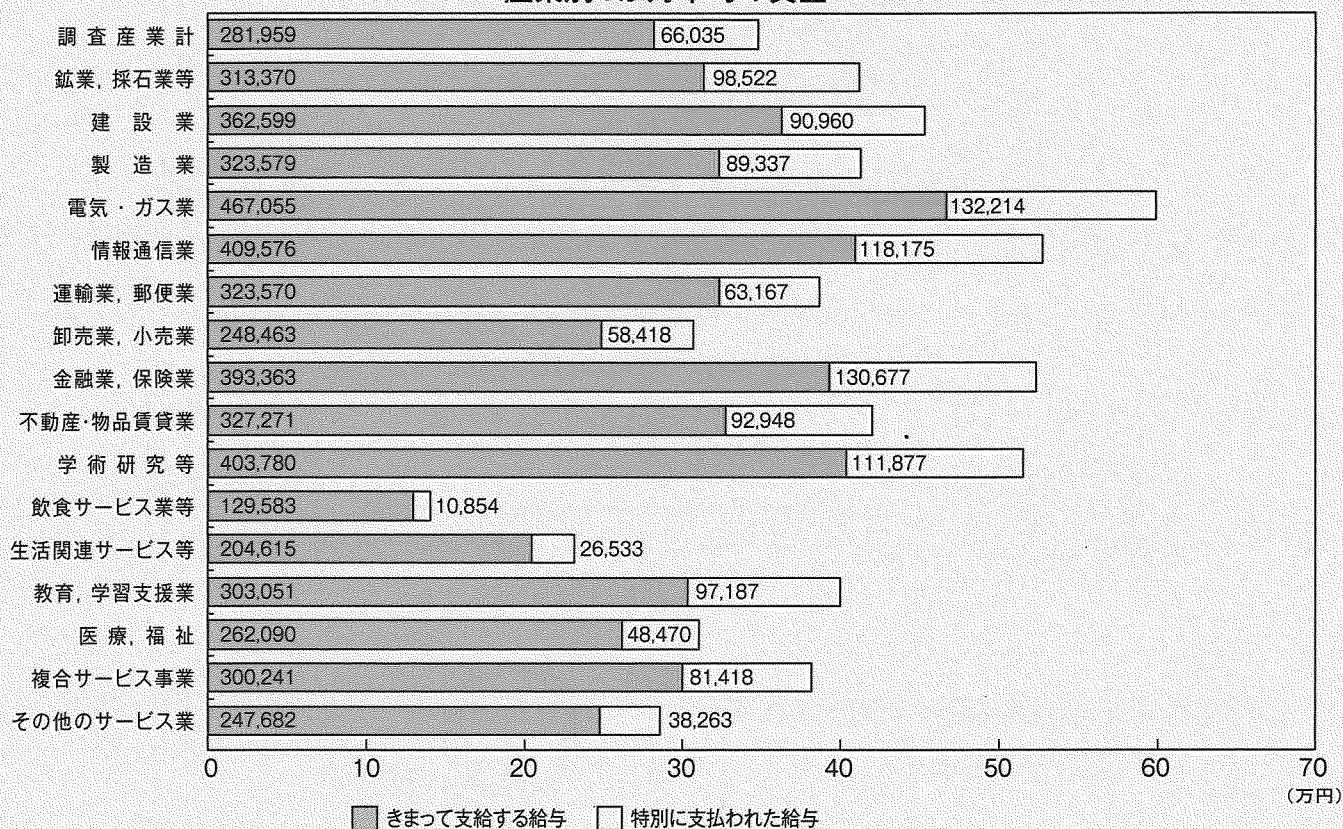
- ★ 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
- ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
- ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ★ 政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）
- ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料
- ★ 毎月勤労統計調査結果の主な利用状況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）→ 調査の結果 → 利活用事例

令和6年平均結果(事業所規模5人以上)

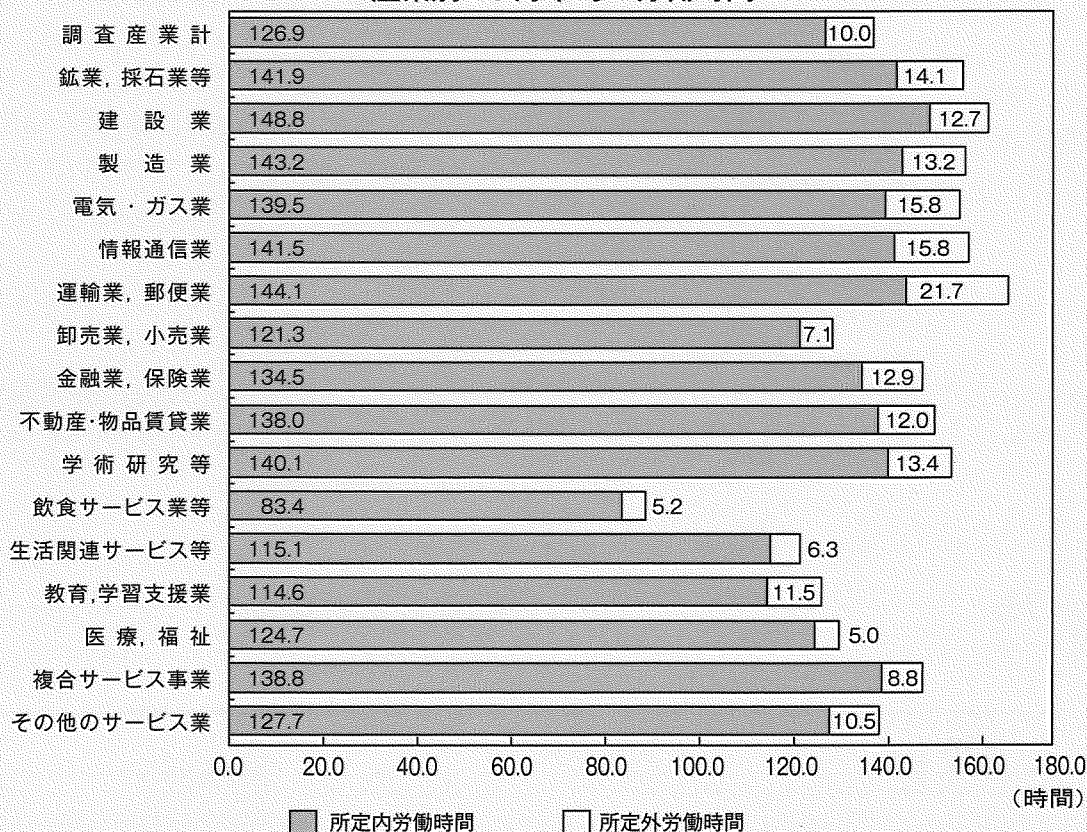
平均月間現金給与総額(きまって支給する給与+特別に支払われた給与)は、347,994円となりました。産業別にみると、電気・ガス業が最も多く、599,269円となりました。

産業別1か月平均の賃金



平均月間総実労働時間(所定内労働時間+所定外労働時間)は、136.9時間となりました。産業別にみると、運輸業、郵便業が最も多く、165.8時間となりました。

産業別1か月平均の労働時間

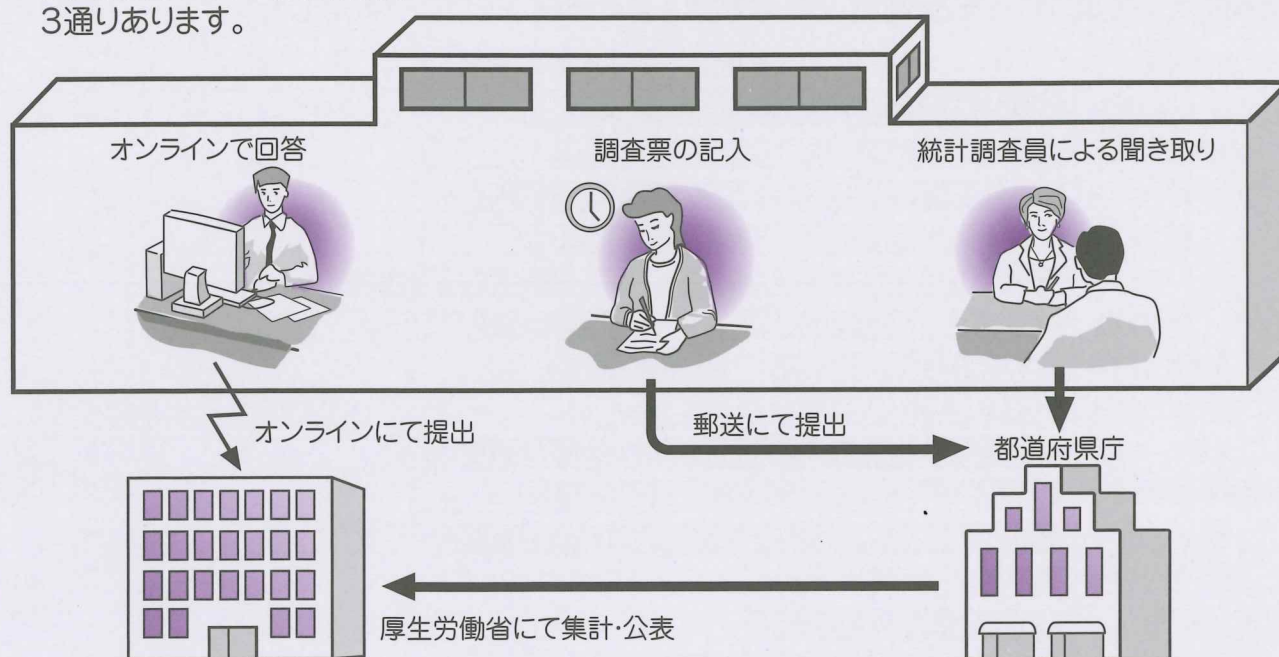


調査票の提出方法

提出方法には、事業所規模により3通りあります。

厚生労働省のホームページに掲載している調査票入力支援ツールをご活用ください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1e.html>



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が同っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7605, 7606, 7607
(調査の企画に関すること) 内線7609, 7610

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



令和7年